



平成 26 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ロ ワ イ ド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 尻 公 平  
( コード番号 7 6 1 6 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 経 理 部 長 久 松 寛  
( T E L . 0 4 5 - 2 7 4 - 5 9 7 0 )

会 社 名 株 式 会 社 S P C カ ッ パ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 尻 公 平  
問 合 せ 先 取 締 役 久 松 寛  
( T E L . 0 4 5 - 2 7 4 - 5 9 7 0 )

### 連結子会社 (株式会社 SPC カップ) による

### 「カップ・クリエイトホールディングス株式会社株式 (証券コード: 7421)

### に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受け」に関するお知らせ

株式会社コロワイド(以下、「当社」といいます。)の連結子会社である株式会社 SPC カップ (以下「SPC カップ」といいます。)は、本日開催の同社取締役会において、カップ・クリエイトホールディングス株式会社 (東京証券取引所市場第一部、コード: 7421、以下「対象者」といいます。)の普通株式を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)により取得すること及び対象者の第三者割当増資の引受け (以下、本公開買付けと当該第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。)について決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本公開買付けが成立した場合、対象者は本取引を通じて当社の連結子会社となる予定です。

詳細は、添付にある SPC カップ発表の「カップ・クリエイトホールディングス株式会社株式 (証券コード: 7421) に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」をご参照下さい。

当社は、M&A を成長戦略の重要な柱と位置付け、これまでも株式会社アトムや株式会社宮をはじめ多数の M&A により、当社の創業業態である居酒屋業態に加え、レストラン業態を強化してまいりました。直近では、レストラン業態の強化に加え F C 展開のノウハウの獲得を目的として、株式会社レイズインターナショナルの M&A を行っております。

当社としては、M&A を単なる数値面での成長策としてではなく、経営陣・従業員も含めた当社グループへの「参画」と位置付けており、現在では、これまでに参画頂いた企業・経営陣・従業員が当社グループの中核を担っております。また、中期戦略においては、戦略的な業態ポートフォリオの再構築を掲げ、中核 20 業態への集約や市場環境の変化への対応としてレストラン業態の売上構成を高めるべく、業態ポートフォリオのリ・バランスを進めております。

今般、当社は SPC カップを通じた対象者の株式取得を決定いたしました。本取引により当社は、上記の成長戦略・中期戦略に基づき、経営規模の拡大と業態ポートフォリオのリ・バランスを一層推進することができます。特に、レストラン業態の売上高比率の 6 割以上への向上という目標が、本取引により達成できる見通しとなりました。さらに、レストラン業態の中においては、焼肉の「牛角」やしゃぶしゃぶの「温野

菜」といった、「肉」を中核とするレストランの比率が高まっておりますが、今回の対象者の株式取得では、「かっぱ寿司」という「鮮魚」を中心とする業態がコロナグループに参画することになり、当社グループにおける「肉」と「鮮魚」の食材比率が適切なバランスとなり、一層の経営基盤の安定化に資する事が期待されます。

同時に、本取引により対象者が当社グループに参画した後は、当社のマーチャンダイジング機能の中核である「株式会社コロナMD」と、マグロを中心とする鮮魚購買の中核を担う「株式会社バンノウ水産」といった当社連結子会社をインフラとして共同で活用することにより、対象者としても購買・加工・配送などの効率性の向上、食材品質の向上、コスト削減など多くのメリットを享受できるものと期待しております。

また、対象者にとっては、本取引に含まれる第三者割当増資の結果、過去の欠損計上により毀損した自己資本の強化や、有利子負債の圧縮のための資金及び成長のための投資資金を同時に確保することが可能となります。これらにより対象者の経営基盤が整うことから、「かっぱ寿司」が回転寿司業界日本一の座を獲得することを目指し、当社グループ一丸となって経営に専念する予定です。

なお、当社は、本公開買付け及び本取引に含まれる第三者割当増資に係る払込みに必要な資金（本取引に係る諸費用も含め合計で最大約 305 億円）について、SPC カップに対し、105 億円を限度として融資を行うと同時に 200 億円を限度として出資を行う用意がある旨の融資証明書及び出資証明書を平成 26 年 10 月 27 日付で提出しております。また、当社は当該融資及び出資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から 300 億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成 26 年 10 月 22 日付で取得しており、また、差額の 5 億円については手元資金を充当する予定です。

## 1. SPC カップの概要

(1)	名 称	株式会社 SPC カップ
(2)	所 在 地	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野尻 公平
(4)	事 業 内 容	純粋持株会社（回転寿司事業及びベンダー事業を運営する会社の株式の保有）
(5)	資 本 金	50,000 千円
(6)	設 立 年 月 日	平成 26 年 9 月 24 日
(7)	大株主及び持株比率	当社 100%
(8)	上場会社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	当社が SPC カップの発行済株式総数（2,000 株）の全てを直接所有しております。
	人 的 関 係	本日現在、当社の代表取締役社長である野尻公平氏、常務取締役である蔵人賢樹氏及び経理部部長である久松寛氏がそれぞれ SPC カップの取締役を、当社の監査役である深澤郁太氏が SPC カップの監査役を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	SPC カップは、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

## 2. 今後の見通し

本件による当社の連結業績への影響は現在精査中です。確定次第、業績予想の修正が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。

本資料は、株式会社コロワイドによる有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、株式会社 SPC カップ（公開買付者）が株式会社コロワイド（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて行う公表を兼ねております。

平成 26 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S P C カ ッ パ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 尻 公 平  
問 合 せ 先 取 締 役 久 松 寛  
( T E L . 0 4 5 - 2 7 4 - 5 9 7 0 )

## カップ・クリエイトホールディングス株式会社株式（証券コード：7421）

### に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ

株式会社 SPC カップ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、カップ・クリエイトホールディングス株式会社（東京証券取引所市場第一部、コード：7421、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること及び第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の連結子会社とすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は本公開買付けを通じた対象者の普通株式の取得及び保有等を目的として平成 26 年 9 月 24 日付で設立された買収目的会社であり、本日現在において、当社の完全親会社である株式会社コロワイド（以下「コロワイド」といいます。）（以下、当社と併せて「当社ら」といいます。）が、その普通株式に係る議決権の 100%を保有しております。

この度、当社は、平成 26 年 10 月 27 日開催の取締役会において、当社ら及び対象者との間で、平成 26 年 10 月 27 日付で、当社を含むコロワイドグループ（コロワイド及び当社を含むその子会社 23 社を「当社グループ」といいます。）と対象者が互いに協力して継続的に発展していくことを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場である東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け及び第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の連結子会社とすることを決議いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の筆頭株主である株式会社神明ホールディング（以下「神明ホールディング」といいます。）（注 1）との間で、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成 26 年 10 月 27 日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「(5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けは、当社らによる対象者の連結子会社化を目的としており、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持するものであること、後述のように対象者が当社に対する第三者割当の実施により一定の資金を調達する必要があることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を 17,816,100 株（所有割合 38.20%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（17,816,100 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けにおける買付予定数の上限（17,816,100株）は、当社の対象者に対する本第三者割当増資（以下に定義されます。）前における完全希薄化ベースの持株割合（注2）が43.45%（小数点以下第三位四捨五入。）となる数（但し、100株未満を切り上げた数）に設定しております。これは、対象者との協議の中で、対象者が事業基盤の強化及び財務基盤の改善のために今後の設備投資資金（既存店舗の設備補強のみならず新規出店のための設備投資も含まれます。）及び金融機関からの借入金の返済資金を必要としており、追加の資金調達の可能性等も踏まえて、当社としては、それにあてる資金として、少なくとも約6,000百万円の資金需要を満たす必要があると判断したことから、本公開買付け後の第三者割当増資において、当該資金需要を満たすために当社が引き受ける必要のある株式数を勘案した上で、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する完全希薄化ベースの持株割合（注3）を50.50%（小数点以下第三位四捨五入。以下、増資後完全希薄化ベースの持株割合の計算において同様です。）とするために必要な応募株式数として、17,816,100株を買付予定数の上限として設定したものです。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限に達した場合、第三者割当増資による払込価格の総額は約6,116百万円となります。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を神明ホールディングが保有しその全てが本応募契約に従って本公開買付けに応募されることが見込まれる対象者株式の数と同数である13,199,999株（所有割合：28.30%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。神明ホールディングがその保有株式の全てを応募した場合は、他の株主からの応募がなかった場合でも、本公開買付けは成立し、当社は当該応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、応募株券等の総数が買付予定数の下限に留まった場合、第三者割当増資による払込価格の総額は約15,889百万円となります。

一方、平成26年10月27日に対象者が公表した「株式会社コロワイドの連結子会社である株式会社SPC カップによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付け及び本第三者割当増資（以下に定義されます。）（以下、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、当社グループと対象者との間で安定的かつ強固な関係を構築することが、対象者の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするとともに、対象者の収益力の強化にも資するとの判断に至ったことから、平成26年10月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開価格」といいます。）については、第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らしても不合理なものではないと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成26年10月27日の対象者取締役会において代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。また、対象者が平成26年10月27日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）と同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、平成26年10月27日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成26年12月4日を払込期日とする第三者割当の方法による募集株式の発行（普通株式15,161,200株、払込価格は本公開買付け価格と同額である1株当たり1,048円、総額約15,889百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認したうえで、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、増資後完全希薄化ベースの持株割合を50.50%とするために必要な数の株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、本公開買付けが成立した場合においても、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式

の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 15,161,200 株）のうち一部について払込みを行わない可能性があります。

（注1）本日現在、神明ホールディングの所有株式数は13,199,999株であり、平成26年10月15日に対象者が提出した第37期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年10月15日現在の対象者の発行済株式総数46,637,300株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）は28.30%（小数点以下第三位四捨五入。以下、所有割合の計算において同様です。）となっております。

（注2）本公開買付けにより当社が保有することとなる対象者株式数を分子とし、本四半期報告書に記載された平成26年10月15日現在の対象者の発行済株式総数（46,637,300株）から、同本四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の対象者の保有する自己株式数（5,835,800株）を控除した株式数（40,801,500株）に、対象者が平成20年5月28日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の目的となる対象者株式数（198,000株）（対象者によれば、平成26年8月31日現在の本新株予約権の目的となる株式数は198,000株とのことです。）を加算した数（40,999,500株）を分母として算出される割合をいいます。

（注3）本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が保有することとなる対象者株式数を分子とし、本四半期報告書に記載された平成26年10月15日現在の対象者の発行済株式総数（46,637,300株）から、同本四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の対象者の保有する自己株式数（5,835,800株）を控除した株式数（40,801,500株）に、本新株予約権の目的となる対象者株式数（198,000株）を加算し、さらに本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式数（15,161,200株）を加算した数（56,160,700株）を分母として算出される割合をいいます。以下、これを「増資後完全希薄化ベースの持株割合」といいます。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、本日現在において、コロナウィドがその普通株式に係る議決権の100%を保有する完全子会社です。コロナウィドの普通株式は、東証一部に上場されております。

当社グループは、50以上の業態を有し、直営1,031店舗、FC1,060店舗、計2,091店舗を展開する総合外食企業であり、「すべてはお客様のために」をモットーに、商品力やQSCA（Quality Service Cleanliness Atmosphere の頭文字を取った略語であり、店舗価値を指します。）の向上を図り、店舗スタッフが自信をもって商品・サービスを提供し、お客様に「楽しかった、美味しかった」と思っただけのように努めてまいりました。また、M&Aを成長戦略の重要な柱と位置付け、これまでも株式会社アトムや株式会社宮をはじめ多数のM&Aにより、コロナウィドの創業業態である居酒屋業態に加え、レストラン業態を強化してまいりました。直近では、レストラン業態の強化に加えFC展開のノウハウの獲得を目的として、株式会社レインズインターナショナルのM&Aを行っております。

コロナウィドとしては、M&Aを単なる数値面での成長策としてではなく、経営陣・従業員も含めた当社グループへの「参画」と位置付けており、現在では、これまでに参画頂いた企業・経営陣・従業員が当社グループの中核を担っております。また、中期戦略においては、戦略的な業態ポートフォリオの再構築を掲げ、中核20業態への集約や市場環境の変化への対応としてレストラン業態の売上構成を高めるべく、業態ポートフォリオのリ・バランスを進めております。

本取引によりコロナウィドは、上記の成長戦略・中期戦略に基づき、経営規模の拡大と業態ポートフォリオのリ・バランスを一層推進することができます。特に、レストラン業態の売上高比率の6割以上への向上という目標が、本取引により達成できる見通しとなりました。さらに、レストラン業態の中には、焼肉の「牛角」やしゃぶしゃぶの「温野菜」といった、「肉」を中核とするレストランの比率が高まっておりますが、今回の対象者の株式取得では、「かつば寿司」という「鮮魚」を中心とする業態が当社グループに参画することになり、当社グループにおける「肉」と「鮮魚」の食材比率が適切なバランスとなり、一層の経営基盤の安定化に資することが期待されます。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、昭和54年に回転寿司店「かつば寿司」の第1号店をオープンして以来、安全・安心で品質が高く、感動を呼ぶ商品とサービスを適正な価格で提供する回転寿司を目指し、順調に店舗数を拡大してきたとのことです。現在では、回転寿司事業として日本全国及び韓国において合計340以上の回転寿司店を展開するとともに、バンダー事業としてコンビニエン

ストア向けの寿司や調理パンの製造、販売等を行っているとのことです。

しかしながら、対象者プレスリリースによれば、昨今の外食業界をとりまく状況としては、緩やかな景気回復に伴い、消費者の志向が高価格帯商品にシフトする傾向にあるなかで、ベンダー事業は堅調に推移しているものの、回転寿司事業は、同業他社との競争環境が年々厳しくなることによって、客離れの傾向が顕著になっており、平成26年2月期においては自己資本比率も前年度37.8%から32.8%まで低下し、対象者の財務の健全性は悪化してきたとのことです。

かかる状況のもと、対象者は、昨年より神明ホールディング及び元気寿司株式会社（以下「元気寿司」といいます。）との業務提携を通じて、寿司ネタや米の品質向上、仕入の集約等のオペレーションの見直しを行っていることにより、顧客アンケート等における評価の向上等、一定の成果が現れつつあるものの、直近の対象者の業績等を踏まえると必ずしも十分ではなく、対象者の将来的な成長のためには、事業基盤の強化等を通じた収益力の強化が必要であると認識しているとのことです。また、対象者の銀行に対する有利子負債の支払いが必要となった場合に備えるとともに、有利子負債を減らして将来の成長の土台となる財務基盤を改善することが不可欠であると認識しているとのことです。

かかる環境を踏まえ、コロナ禍は、対象者を連結子会社とすることにより、対象者が保有する回転寿司業界におけるブランド力や信用力を活かすことで、当社グループ及び対象者のお客様基盤の充実及び収益性の向上を実現し、当社グループ及び対象者の継続的な企業価値向上に貢献できるとの考えに至り、本公開買付けを実施する方針といたしました。（対象者を連結子会社化することによる具体的なメリットについては、以下①乃至④をご参照下さい。）

このような背景のもと、コロナ禍は、平成26年6月頃から、本公開買付けについての検討を開始し、平成26年8月頃から、対象者の筆頭株主である神明ホールディングとの間で協議を開始し、神明ホールディングに対し、神明ホールディングが保有する対象者株式（本日現在の所有株式数：13,199,999株、所有割合28.30%）の取得について提案を行ったところ、神明ホールディングより前向きに検討する旨の回答を受け、神明ホールディングが保有する対象者株式の取得に関する独占交渉権を取得しました。そこでコロナ禍は平成26年8月に、対象者に対しても本取引に係る提案を行い、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成26年10月27日に終了しております。）。その後、神明ホールディングと協議・交渉を続けるとともに、平成26年9月以降、対象者との間でも、本取引の背景、連結子会社化のメリット、本公開買付け価格の考え方について説明するなどし、協議・交渉を続けてまいりました。

対象者としては、上記のような対象者を取り巻く事業環境や対象者の経営・財政状況を踏まえ、対象者は、将来の成長に向けた事業基盤の強化等を通じた収益力の強化及び財務基盤の改善の必要があると考え、それらに要する資金調達及び新たな提携関係構築も視野に入れた収益力の強化のための施策が必要であると認識していたところ、上記の通り、外食産業において居酒屋をはじめ、回転寿司、焼肉、しゃぶしゃぶ、ステーキ専門店、カジュアルイタリアン等の多様な業態の店舗を展開し、広範な事業ネットワークとその中で培った店舗物件の開発能力、商材の仕入れ能力、多様な業種店舗の運営手法等の経営ノウハウを有するコロナ禍の連結子会社となり、安定的かつ強固な関係を構築することが、対象者の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするるとともに、対象者の収益力の強化にも資するものであり、対象者の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断し、平成26年8月に、コロナ禍より連結子会社化に係る一連の取引の検討に関する提案を受けたことをきっかけに、コロナ禍との協議を進めてきたとのことです。

そうした協議の結果、当社らは、対象者に対する本公開買付け及び第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得することにより、対象者の財務基盤強化を図ると共に、当社グループと対象者が同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力・連携することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の円滑な相互活用、当社グループとしての中期戦略の達成に資するとの判断に至ったことから、平成26年10月27日開催の当社の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると共に、対象者が実施する第三者割当増資を当社が引き受けることにより、対象者を当社らの連結子会社とすることを決議し、当社及び神明ホールディングとの間で本応募契約を締結いたしました。

また、対象者プレスリリースによれば、コロナ禍の完全子会社である当社が、対象者の総議決権の過半数を取得して対象者をコロナ禍の連結子会社とすることを目的に、本公開買付けを行い、対象者は本公開買付けの買付者である当社を割当先とする本第三者割当増資を実施するとともに、本公開買付けに賛同意見を表明することとなったとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの成立及び本第三者割当増資の完了を条件として、平成25年4月9日付で対象者と神明ホールディングとの間で締結された資本業務提携契約、及び、

平成25年11月29日付で対象者と元気寿司との間で締結された業務提携契約は、それぞれ合意解約される予定とのことです。また、当該合意解約に伴い、対象者と元気寿司との間で検討されていた経営統合は解消されるとのことです。

なお、これまでの協議において、今回のコロナによる対象者の連結子会社化により、以下の事業シナジーが期待されるものと考えております。

①仕入・マーチャндаイジング機能におけるシナジー

コロナのマーチャндаイジング機能の中核である「株式会社コロナMD」と、マクロを中心とする鮮魚購買の中核を担う「株式会社バンノウ水産」といったコロナの連結子会社をインフラとして共同で活用することにより、対象者としても購買・加工・配送などの効率性の向上、食材品質の向上、コスト削減など多くのメリットを享受できるものと期待されます。

②システム開発におけるシナジー

セルフ・オーダーシステムの開発・調達を、コロナの連結子会社である「ワールドピーコム株式会社」に集約することで、より効率的かつ低コストでのセルフ・オーダーシステムの導入が可能となり、店舗オペレーションの効率化や顧客満足度の向上が図れるものと考えられます。

③セントラルキッチン（工場）の相互活用

当社グループでは、全国に5箇所のセントラルキッチンを有しており、セントラルキッチンにおける一括仕入・一括加工を行っております。一方、対象者グループは、バンダー事業も含め、5箇所の食品加工工場を有しております。これらのセントラルキッチン、食品加工工場を相互に活用することにより、より効率的な食材加工が可能になると共に、バンダー事業の展開地域拡大や商品力強化などが見込め、工場稼働率の向上による収益改善や両社の売上拡大に繋がるものと考えられます。

④店舗開発におけるシナジー

当社グループでは「ステーキ宮」等の業態において、郊外型、ロードサイド型店舗の出店を積極的に行っています。一方、対象者グループの主要なブランドである「かっぱ寿司」は郊外ロードサイドを主要な出店地域としていることから、相互に物件情報を活用することにより店舗開発におけるシナジーが期待されます。

当社及びコロナは、本取引を通じた対象者の連結子会社化を実現すると共に、対象者にとっては、本取引に含まれる第三者割当増資の結果、①既存店舗の設備増強、②新規出店、③財務基盤強化のための資金及び成長のための投資資金を同時に確保することが可能となります。これらにより対象者の経営基盤が整うことから、「かっぱ寿司」が回転寿司業界日本一の座を獲得することを目指し、当社グループ一丸となって経営に専念する予定です。なお、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式15,161,200株）のうち一部について払込みを行わない可能性があり、その際には対象者の調達額が減少することになりますが、対象者は、調達額の範囲内で既存借入金の返済を行い、既存店舗の設備増強、新規出店については、優先度の高いものから、必要となる既存借入金の返済を優先しつつ、コロナの連結子会社となることの結果として信用力の回復が期待されることから、必要な資金を別途調達する予定とのことです。

また、本公開買付けの成立後、当社は対象者に対して臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会において、対象者の全取締役の過半数となる取締役として計4名をコロナより指名する予定です。

また、平成26年10月27日現在の対象者取締役8名のうち、神明ホールディング又は元気寿司の取締役を兼務している藤尾益雄氏、法師人尚史氏、須藤恭成氏及び田中義昭氏、従前元気寿司の取締役を兼務していた椋本充士氏並びに神明ホールディングから派遣されている筒井慎治氏の計6名については、本公開買付け成立後に開催予定の対象者臨時株主総会の終結時をもって退任し、対象者取締役の員数は計6名となる予定です。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置



対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち、代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏は、当社と本応募契約を締結している神明ホールディングの業務執行に係る取締役又は従業員を兼務しており、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様です。）第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社グループとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討には参加していないとのことです。他方、対象者取締役のうち、取締役法師人尚史氏及び取締役須藤恭成氏は、神明ホールディングの社外取締役を兼務していますが、神明ホールディングの業務執行に係る取締役ではないため、当社グループとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討に参加しているとのことです。また、本公開買付けの公正性を担保するため、主として以下のような措置を実施しているとのことです。

- ① 対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議及び監査役全員の異議がない旨の意見

以上の詳細については、下記「2 買付け等の概要 (4) 買付け等の価格の算定根拠等 ②算定の経緯」をご参照下さい。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、東証一部に上場されていますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は17,816,100株（所有割合38.20%）を上限として本公開買付けを実施いたします。また、下記「(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込が完了した場合においても、増資後完全希薄化ベースの持株割合は50.50%となりますので、本公開買付け後も対象者株式の東証一部における上場を維持する方針です。

#### (5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けの実施にあたり、当社は、対象者の筆頭株主である神明ホールディング（本日現在の所有株式数13,199,999株、所有割合28.30%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成26年10月27日付で締結しております。

当社は神明ホールディングより、平成26年10月27日現在において、本公開買付け期間開始日において当社の表明及び保証の違反が存在しないこと（注1）及び当社が本応募契約における当社の義務（守秘義務及び権利義務の譲渡禁止等）を全ての重要な点において履行し、又は遵守していることを条件に、神明ホールディングが保有する対象者株式の全て（所有株式数：13,199,999株、所有割合：28.30%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（当該前提条件が充足されなかった場合には、神明ホールディングは自ら保有する対象者株式を応募する義務を負いませんが、神明ホールディングは、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできません。）。

また、当社は神明ホールディングより、本公開買付けが成立した場合であって、神明ホールディングが対象者の設定する株主総会に係る基準日との関係で本公開買付け成立後の最初の対象者の臨時株主総会において、本公開買付けの決済が完了した対象者株式について議決権を有するときは、当該臨時株主総会における議案に係る当該議決権の行使について、当社の指示に従う旨の合意も得ております。

（注1）当社は、本応募契約において本応募契約締結日、本公開買付け期間開始日及び決済開始日において、神明ホールディングに対して、以下の項目について表明及び保証しております。

- (a) 当社は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ現在有効に存続する株式会社であること。
- (b) 当社は、本応募契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、当社による本公開買付けは、当社の会社の目的の範囲内の行為であり、当社はこれらについて当社に適用のある法令若しくは金融商品取引所の規則（以下「法令等」という。）又は定款その他の社内規則（以下「定款等」という。）において必要とされる全ての手続を完了していること。

- (c) 当社による本応募契約の締結及び当社による本公開買付けは、(i)当社に適用のある法令等に反することはなく、(ii)当社の定款等に反することはなく、また、(iii)当社を当事者とする、又は当社若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
- (d) 本応募契約に署名又は記名捺印する者は、法令等又は定款等で必要とされる手続きに基づき、当社を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
- (e) 本応募契約は、当社に対して適法で有効な拘束力を有し、その各条項に従い執行可能なものであること。

(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成26年10月27日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成26年12月4日を払込期日とする第三者割当の方法による募集株式の発行（普通株式15,161,200株、払込価格は本公開買付け価格と同額である1株当たり1,048円、総額約15,889百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認したうえで、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を50.50%とするために必要な数の株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、本公開買付けが成立した場合においても、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式15,161,200株）のうち一部について払込みを行わない可能性があります。

さらに、対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資により調達する資金については、調達額の範囲内で既存借入金の返済を行い、既存店舗の設備増強、新規出店については、優先度の高いものから、必要となる既存借入金の返済を優先しつつ、順次実施する予定とのことです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	カップ・クリエイトホールディングス株式会社	
② 所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 藤尾 益雄	
④ 事 業 内 容	回転寿司事業	
⑤ 資 本 金	9,551,570千円	
設 立 年 月 日	1981年11月21日	
大株主及び持株比率 (平成26年8月31日現在)	株式会社神明ホールディング	28.30%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.29%
	株式会社極洋	1.71%
	株式会社三井住友銀行(カップ・クリエイトホールディングス従業員持株会信託口)	1.54%
	カップ・クリエイトホールディングス従業員持株会	1.12%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	0.85%
	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	0.82%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.65%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	0.65%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	0.65%
⑧ 上場会社と対象者の関係		

資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社 の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべ き人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社 の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべ き取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及 び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) 当社は、対象者株式1株を所有しておりますが、特筆すべき所有株式数ではないため、上記の「資本関係」には記載しておりません。

## (2) 日程等

### ① 日程

取 締 役 会 決 議	平成26年10月27日(月曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成26年10月28日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成26年10月28日(火曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成26年10月28日(火曜日)から平成26年11月27日(木曜日)まで(21営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成26年12月10日(水曜日)まで(30営業日)となります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,048円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

本公開買付価格について、当社は対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、金融商品取引所における対象者株式の売買高に比較して大量の株式を一括して取引することによるディスカウント要因、本取引に関する憶測記事が各社新聞に掲載された平成26年10月2日の前営業日である平成26年10月1日から6ヶ月を遡った日から平成26年10月1日までの間の対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している神明ホールディングとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成26年10月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,048円とすることを決定いたしました。上記の経緯から、当社は、本公開買付価格の算定に関する独立した第三者算定機関からの意見の聴取、株価算定書の取得等の措置を講じておりません。

なお、本公開買付価格1,048円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年10月24日の東証一部における対象者株式の終値1,107円に対して5.33%(小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。)のディスカウントを、平成26年10月24日までの過去1ヶ月間の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値1,109円に対して5.50%のディスカウントを、平成26年10月24日まで

の過去3ヶ月間の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値1,100円に対して4.73%のディスカウントを、平成26年10月24日までの過去6ヶ月間の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値1,060円に対して1.12%のディスカウントをした価格となっております。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社の完全親会社であるコロワイドは、平成26年6月頃から、本公開買付けについての検討を開始し、平成26年8月頃から、対象者の筆頭株主である神明ホールディングとの間で協議を開始し、神明ホールディングに対し、神明ホールディングが保有する対象者株式(本日現在の所有株式数:13,199,999株、所有割合28.30%)の取得について提案を行ったところ、神明ホールディングより前向きに検討する旨の回答を受け、神明ホールディングが保有する対象者株式の取得に関する独占交渉権を取得しました。そこでコロワイドは、平成26年8月に、対象者に対しても本取引に係る提案を行い、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました(なお、当該デュー・ディリジェンスは平成26年10月27日に終了しております。)。その後、神明ホールディングと協議・交渉を続けるとともに、平成26年9月以降、対象者との間でも、本取引の背景、連結子会社化のメリット、本公開買付価格の考え方について説明するなどし、協議・交渉を続けてまいりました。

対象者としては、上記のような対象者を取り巻く事業環境や対象者の経営・財政状況を踏まえ、対象者は、将来の成長に向けた事業基盤の強化等を通じた収益力の強化及び財務基盤の改善の必要があると考え、それらに要する資金調達及び新たな提携関係構築も視野に入れた収益力の強化のための施策が必要であると認識していたところ、上記の通り、外食産業において居酒屋をはじめ、回転寿司、焼肉、しゃぶしゃぶ、ステーキ専門店、カジュアルイタリアン等の多様な業態の店舗を展開し、広範な事業ネットワークとその中で培った店舗物件の開発能力、商材の仕入れ能力、多様な業種店舗の運営方法等の経営ノウハウを有するコロワイドの連結子会社となり、安定的かつ強固な関係を構築することが、対象者の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能とするとともに、対象者の収益力にも資するものであり、対象者の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断し、平成26年8月に、コロワイドより連結子会社に係る一連の取引の検討に関する提案を受けたことをきっかけに、コロワイドとの協議を進めてきたとのことです。

そうした協議の結果、当社らは、対象者に対する本公開買付及び第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得することにより、対象者の財務基盤強化を図ると共に、当社グループと対象者が同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力・連携することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の円滑な相互活用、当社グループとしての中期戦略の達成に資するとの判断に至ったことから、平成26年10月27日開催の当社の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると共に、対象者が実施する第三者割当増資を当社が引き受けることにより、対象者を当社らの連結子会社とすることを決議し、同取締役会決議において、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。なお、今回のコロワイドによる対象者の連結子会社化により、期待される事業シナジーの詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

当社は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、金融商品取引所における対象者株式の売買高に比較して大量の株式を一括して取引することによるディスカウント要因、本取引に関する憶測記事が各社新聞に掲載された平成26年10月2日の前営業日である平成26年10月1日から6ヶ月を遡った日から平成26年10月1日までの間の対象者株式の市場株価の動向、及び対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している神明ホールディングとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成26年10月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,048円とすることを決定いたしました。上記の経緯から、当社は、本公開買付価格の算定に関する独立した第三者算定機関からの意見の聴取、株価算定書の取得等の措置を講じておりません。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち、代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏は、当社と本応募契約を締結している神明ホールディングの業務執行に係る取締役

又は従業員を兼務しており、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役等に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社グループとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討には参加していないとのことです。他方、対象者取締役のうち、取締役法人尚史氏及び取締役須藤恭成氏は、神明ホールディングの社外取締役を兼務していますが、神明ホールディングの業務執行に係る取締役ではないため、当社グループとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討に参加しているとのことです。また、本公開買付けの公正性を担保するため、主として以下のような措置を実施しているとのことです。

(i) 対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、第三者算定機関としてみずほ証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、平成26年10月27日に対象者株式の価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、当社の親会社であるコロワイドは、本公開買付け及び本第三者割当増資に関連して、同社の資金力の裏付けとしてみずほ証券のグループ銀行からの融資証明書を取得しています（詳細は、対象者の平成26年10月27日付プレスリリース「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の「6. 割当予定先の選定理由等（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。）が、(イ) 当該融資における諸条件と本公開買付け価格の算定との関連性はなく、(ロ) みずほ証券は本第三者割当増資の払込金額等の発行条件につき一切関与しておらず、かつ (ハ) みずほ証券及びそのグループ銀行では、金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3等の適用法令に従い、適切な利益相反管理態勢を構築し、実施しているとのことです。また、対象者は、みずほ証券のグループ銀行から融資を受けておりますが、みずほ証券及びそのグループ銀行では、上記の通り、金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3等の適用法令に従い適切な利益相反管理態勢を構築し、実施しているとのことです。以上より、対象者は、対象者の価値算定にあたり適切な弊害防止措置が講じられていると判断し、みずほ証券を算定機関に選定したとのことです。

みずほ証券は、対象者株式については、対象者が東証一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行ったとのことです。

市場株価法では、平成26年10月24日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の普通取引の基準日における終値1,107円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,109円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,100円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,060円（小数点以下四捨五入）をもとに分析し、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて分析し、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年3月期第3四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

以上のみずほ証券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 1,060円～1,109円
類似会社比較法	: 594円～968円
DCF法	: 804円～1,167円

みずほ証券は、対象者の株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、対象者の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、対象者及びその子会社・関連会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としているとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者により現時点で得られる最新の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びに、かかる算定は平成26年10月24日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

(ii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、当社グループと対象者との間で安定的かつ強固な関係を構築することが、対象者の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするとともに、対象者の収益力の強化にも資するとの判断に至ったことから、平成26年10月27日開催の対象者取締役会において、代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格については、第三者算定機関であるみずほ証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らしても不合理なものではないと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成26年10月27日の対象者取締役会において代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏は、当社と本応募契約を締結している神明ホールディングの業務執行に係る取締役又は従業員を兼務しており、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社らとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討には参加していないとのことです。他方、対象者取締役のうち、取締役法務人尚史氏及び取締役須藤恭成氏は、神明ホールディングの社外取締役を兼務していますが、神明ホールディングの業務執行に係る取締役ではないため、当社グループとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討に参加しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、対象者の監査役3名（その全てが社外監査役）の全員が出席し、その全ての監査役が当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

③ 算定機関との関係

当社は、本公開買付価格について、当社と応募予定株主との協議・交渉の結果、当社と応募予定株主が合意した価格といたしましたので、本公開買付価格の算定に関する独立した第三者算定機関からの意見の聴取、株価算定書の取得等の措置を講じておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
17,816,100 株	13,199,999 株	17,816,100 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(13,199,999株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(17,816,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	131,999 個	(買付け等前における株券等所有割合 32.14%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	178,161 個	(買付け等後における株券等所有割合 43.45%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	409,995 個	

(注1) 当社は、対象者株式1株を所有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には含めておりません。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数17,816,100株に係る議決権の数178,161個を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成26年10月15日現在の対象者の発行済株式総数(46,637,300株)から、同本四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の対象者の保有する自己株式数(5,835,800株)を控除した株式数(40,801,500株)に、本新株予約権の目的となる対象者株式数(198,000株)を加算した数(40,999,500株)に係る議決権の数(409,995個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 18,671 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数(17,816,100株)に1株当たりの買付価格(1,048円)を乗じた金額です。

#### (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

## ② 決済の開始日

平成26年12月4日（木曜日）

## ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

## ④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

## （9）その他買付け等の条件及び方法

## ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（13,199,999株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（17,816,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）を減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、



その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに関する公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 10 月 28 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、当社グループと対象者との間で安定的かつ強固な関係を構築することが、対象者の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするとともに、対象者の収益力の強化にも資するとの判断に至ったことから、平成 26 年 10 月 27 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格については、第三者算定機関であるみずほ証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らしても不合理なものではないと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成 26 年 10 月 27 日の対象者取締役会において代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏及び取締役田中義昭氏は、当社と本応募契約を締結している神明ホールディングの業務執行に係る取締役又は従業員を兼務しており、会社法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社らとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討には参加していないとのことです。他方、対象者取締役のうち、取締役法人尚史氏及び取締役須藤恭成氏は、神明ホールディングの社外取締役を兼務していますが、神明ホールディングの業務執行に係る取締役ではないため、コロワイドグループとの間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討に参加しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、対象者の監査役 3 名（その全てが社外監査役）の全員が出席し、その全ての監査役が当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 26 年 10 月 27 日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成 26 年 12 月 4 日を払込期日とする第三者割当の方法による募集株式の発行（普通株式 15,161,200 株、払込価格は本公開買付け価格と同額である 1 株当たり 1,048 円、総額約 15,889 百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認したうえで、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を 50.50%とするために必要な数の株式（但し、100 株単位未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、本公開買付けが成立した場合においても、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 15,161,200 株）のうちの一部について払込みを行わない可能性があります。

(参考) 当期業績予想及び前期実績

当社の完全親会社であるコロワイドが平成 26 年 4 月 30 日に公表した決算短信によれば、当期業績予想及び前期実績は以下の通りです。

平成 27 年 3 月期の連結業績予想

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
第 2 四半期（累計）	73,327	2,494	1,638	△611	△9.56
通期	150,905	7,492	5,828	1,537	17.64

平成 26 年 3 月期の連結業績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
第 2 四半期（累計）	72,472	1,564	833	1,411	17.37
通期	148,443	6,438	4,813	1,420	16.05

以 上